

諸内規

旅費・交通費の支給に関する内規

当機構の業務の執行に関し、機構の役職員、委員・部会員及び顧問、招聘者に対しては、本内規に基づき旅費・交通費を支給する。

1. 本機構業務のため出張を要する場合、下記の旅費を支給する。
ただし、総会、理事会等の会議は除く。

一 宿泊を要する場合

	対 象 者	交 通 費	宿 泊 費	日 当
国 内	役員、委員、	実 費	11,000 円	日当 5,000 円
	職員、その他	実 費	10,000 円	日当 3,000 円
	顧問、招聘者	実 費	11,000 円	日当 20,000 円

二 日帰りの場合

	対 象 者	交 通 費	日 当
都内、近県	役員、委員、	実 費	日当 3,000 円
	職員、その他	実 費	日当 0
	顧問、招聘者	実 費	日当 20,000 円
その他	役員、委員、	実 費	日当 5,000 円
	職員、その他	実 費	日当 3,000 円
	顧問、招聘者	実 費	日当 20,000 円

- ・実費は、会員所在地若しくは顧問、招聘者所在地から目的地までの経済的な通常経路と方法によって計算した額とする。(必要な場合は、タクシーの利用を認める。)
- ・近県とは、神奈川県、千葉県、埼玉県とする。
- ・日当は、基準を示すもので、業務により都度協議する。
- ・国外は、都度協議する。
- ・ワーキングメンバーは、日当に替えて日額人件費（15,000 円）とする。

2. 本内規によりがたい場合については、その都度別に定める。

以上